墜落防止用個人保護具(安全帯)に関わる 集合教育について

電気事業連合会

1. 墜落防止に関する教育

各社、労働安全衛生規則(雇入れ等の教育)の中で、以下のような墜落防止に関する教育を実施。

教育内容	(教育実施時間の一例※)
安全装備品の点検方法と使い方	(2. 5時間)
墜落防止に関する安全設備	
基本動作の習得(昇塔・昇柱手順)	(5時間)
関連法令	— (女廷克人 <u></u> 数本土人人。)
安全衛生教育、救急措置	(各種安全教育を合わせて 実施)

※鉄塔昇降を主とした訓練実施時間の一例 実働訓練の中で昇降動作を繰り返し確認し、基本動作を習得

2. 安全装備品の点検方法と使い方

安全装備について、その役割と使い方、点検方法を学ぶ。

〇安全装備品

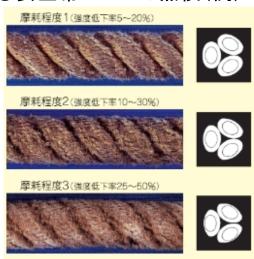


飛来・落下物による危険 や、墜落・転倒時に頭部 を防護する。

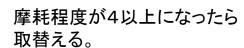
安全帯(胴綱)

作業において、バランスを 崩した時や、部材で足を滑 らせた時に墜落を防止す る。

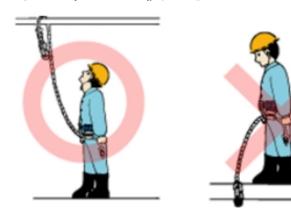
〇安全帯ロープの点検(例)







〇安全帯ロープ使い方



フックは腰より高い位置に掛け、衝撃荷重を緩和する。

(点検の様子)



3. 墜落防止に関する安全設備

設備に取付けられた安全設備について、その役割と使い方を学ぶ。

(例)送電



4. 基本動作の習得([例] -送電)

基本動作について、地上の模擬設備、実規模の研修設備で繰り返し実施し、習得する。











4. 基本動作の習得([例] 一配電)

基本動作について、地上の模擬設備、実規模の研修設備で繰り返し実施し、習得する。



梯子がずれにないよう、バンド等で固定

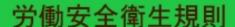


障害物がある箇所では、セーフティロープを 取付し、安全帯ロープを掛替え



常に三点以上で体を支持

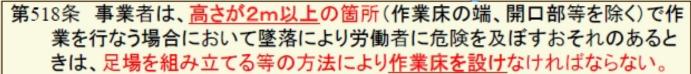
高所作業に関連する法令、規則を学ぶ。



〔第9章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止〕



(作業床の設置等)



- 2. 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に<u>安全帯を使用</u>させる等墜落による労働者の危険を防止するため の措置を講じなければならない。
- 第519条 事業者は、<u>高さが2m以上</u>の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、<u>囲い、手すり、覆い等(以下囲い等)を設けなければならない。</u>
- 2. 事業者は、前項の規定により、囲い等を設けることが著しく困難なとき又は作業の必要上臨時に囲い等を取りはずすときは、<u>防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。</u>

第520条 労働者は、第518条第2項及び前条第2項の場合において、安全帯等の 使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。





6. 安全衛生教育、救急措置

各種安全教育で救急措置を受講

〇安全教育受講の様子



〇救急措置法

